

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

Vol. 81 退職給付に係る調整額に関する組替調整額の注記

当期純利益を構成する項目のうち、当期又は過去の期間にその他の包括利益に含まれていた部分は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記する必要があります（包括利益の表示に関する会計基準（以下、包括利益基準といいます。）9項）。

平成27年3月期期末には、退職給付に係る調整額に関する組替調整額を注記することとなります。退職給付に係る調整額に関する組替調整額は、退職給付に関する会計基準（以下、退職給付基準といいます。）に基づいて、開示することとなります（包括利益基準31項(4)）。

○退職給付に係る調整額に関する組替調整額の取扱い

退職給付基準15項では、退職給付に係る調整額について以下のとおり規定しています。

「数理計算上の差異の当期発生額及び過去勤務費用の当期発生額のうち、費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用となる。）については、その他の包括利益に含めて計上する。その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。」

○留意点

退職給付基準15項によると、当期に発生して当期に費用処理した数理計算上の差異および過去勤務費用は組替調整の対象になりません。

数理計算上の差異の当期発生額及び過去勤務費用の当期発生額のうち、当期に費用処理された部分は未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用とはならない、つまりその他の包括利益として取り扱われることはないことから、組替調整の必要性が生じないためです。

この点、その他有価証券評価差額金に関する組替調整額とは取扱いが異なっています。

○その他有価証券評価差額金に関する組替調整額との相違点

包括利益基準 31 項（1）で、「その他有価証券評価差額金に関する組替調整額は、当期に計上された売却損益及び減損損失等、当期純利益に含められた金額による」と規定されています。

つまり、その他有価証券を取得し、同一事業年度中に当該その他有価証券を売却した場合に発生した売却損益についても、組替調整額の注記に含めることとなります。

これに対し、退職金規程を改訂したことに伴い過去勤務費用が発生し、これを当該事業年度に一括費用処理した場合、この費用処理額は未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用とはならず、当期及び過去の期間にその他の包括利益に含まれていたことはないこととなります。

したがって、この場合の過去勤務費用の即時費用処理額は、組替調整額の注記には含めないことに留意してください。

（訂正とお詫び）

平成 27 年 2 月 17 日、18 日、19 日に実施した最新会計動向セミナー「平成 26 年度決算留意事項」において、退職金規定を改訂したことにより過去勤務費用が発生し、これを一括費用処理した場合、組替調整額の注記に含めて開示すると解説いたしました。

しかしながら、退職給付基準によると、上記の記事のとおり当期に費用処理した部分についてはその他の包括利益には含まれることはないため、組替調整額の注記の対象とはなりません。

お詫びして訂正いたします。